

大阪府後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する者の順序を定める規則

〔平成 19 年 1 月 17 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 152 条の規定に基づく大阪府後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する順序は、次のとおりとし、副広域連合長間の順序は、年長の順とする。

第 1 順序 副広域連合長

第 2 順序 事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。